

中小受託事業者様との取引方針

＜大方針＞

私たちは、中小受託事業者様との取引を行うにあたり、取適法その他法令を遵守して取引を行います。

＜小方針＞

1. 私たちは、中小受託事業者様との取引を行うにあたり、発注時、法令により要求される記載事項を網羅した書面を作成し、適切に交付します。
2. 私たちは、中小受託事業者様に発注書面を交付した取引の内容について、法令により要求される記載事項を網羅した書類を作成し、適切に保存します。
3. 私たちは、中小受託事業者様との取引にあたり、製造委託等代金について、法令で定められた支払期日を定め、遅滞なく支払いを行います。
4. 私たちは、中小受託事業者様との取引にあたり、製造委託等代金について、不当に減額することなく、また、中小受託事業者様間で合理的な理由のない区別を行うことなく、中小受託事業者様としっかりと協議したうえで、製造委託等代金を決定します。
5. 私たちは、中小受託事業者様に対して、特定の商品の購入・特定のサービスの利用・商品の買取・特定の損害保険の利用などを強制・強要しません。
6. 私たちは、中小受託事業者様に対して、当社のために金銭・サービスその他の経済上の利益の提供を強制・強要しません。
7. 私たちは、中小受託事業者様に対して、中小受託事業者様の落ち度がないにもかかわらず、中小受託事業者様に対して、発注内容の変更・作業完了後のやり直しをさせることはしません。
8. 私たちは、中小受託事業者様の落ち度がないにもかかわらず、中小受託事業者様が作業完了したものについて、納期どおりの受領を拒否しません。
9. 私たちは、中小受託事業者様の落ち度がないにもかかわらず、中小受託事業者様が作業完了したものについて、返品をしません。
10. 私たちは、中小受託事業者様が当社の違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことなどを理由として、中小受託事業者様に対して不利益な取扱いをしません。

以上

2024.6.11 制定

2026. 1. 1 改訂